

8 農産第2156号
8 畜産第1502号
令和8年8月14日

九州農政局生産部長 殿

農産局農業環境対策課長
畜産局企画課長

令和8年熊本地震による農作物、農業用施設等への被害に係る技術指導
の徹底について

令和8年熊本地震への対応について、被害状況の把握、情報収集等が進められているところであるが、当面の農作業に関して、農業者に対する技術指導を行う際の参考となる事項を別紙のとおりとりまとめたので、行政、普及指導センター、JA、土地改良区等の関係機関が連携し、適切な対応がなされるよう、貴局管内の県に対し、技術指導の徹底を図られたい。

なお、引き続き、県や市町村と密に連携を図りながら、農業の復旧に向けた取組を進めることが重要であることから、本件に関する不明点のほか、現場でお困りのことがあれば、専門家の助言や現地派遣等も含めて対応を検討するので、次の連絡先又は九州農政局に相談いただくよう併せて周知されたい。

※お問い合わせ先

【全般】

農産局農業環境対策課（担当者：野越、永尾） 03-3502-5956

【水稻・麦・大豆】

農産局穀物課（担当者：添田、有村） 03-2502-5959

【野菜、花き、園芸施設】

農産局園芸作物課（担当者：木村、原田（洋）、望月） 03-6744-2113

【果樹、茶、いぐさ】

農産局果樹・茶グループ（担当者：渋谷、新井、小坂） 03-6744-2117

【農作業安全、農業生産資材】

農産局技術普及課（担当者：佐藤、鈴木） 03-6744-2107

【飼料作物】

畜産局飼料課（担当者：植木、柳田） 03-6744-7192

I 共通事項

1. 営農指導、農作業安全の確保に係る対応

行政、普及指導センター、J A、土地改良区等の関係機関が連携し、以下のことについて、周知徹底、指導を行うこと。

(1) 被害のあった地域における営農指導

農地、農業水利施設の復旧や用水確保に期間を要する場合には、作付の開始時期に留意しつつ、農作業スケジュールの見直しを指導すること。

(2) 農作業安全の確保

地震の被害により倒壊のおそれのある作業場、倉庫等の施設には近づかない、崩落のおそれのある法面、路肩等を通行しないなど、安全確保を第一として作業を行うよう指導すること。

また、格納庫等の倒壊、落下物等により農業機械が破損し、安全フレーム等の機体の変形、ガソリントank、電気配線等の損傷のおそれがある場合には、使用前に整備点検をするよう指導すること。

地震により、作業環境が悪化している可能性があることから、農作業事故を未然に防止するため、あらかじめほ場、作業道等の周りを点検し、農作業、農業機械の走行に支障がないかを確認するとともに、必要に応じて専門家の助言を受け作業を行うよう指導すること。点検の際は、ほ場や作業道に亀裂、土砂崩れ、噴砂等による損傷がないか確認を行い、ほ場等の損傷について応急的な補修作業が可能な場合は、安全確保に留意し、復旧を図るよう指導を行うこと。

暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るよう心掛けること。

2. 農業資材に係る対応

(1) 地域における農業資材の確保状況の把握

J Aや農業資材店等における、予定していた資材の確保の状況については、九州農政局の各県拠点と連携して速やかな情報把握・共有に努めるよう指導すること。

(2) 農業資材の不足、遅延のあった地域における対応方策の指導

資材調達の不足や遅延が発生している場合には、関係業者、関係団体等と連携をとりつつ、代替品の活用や農作業スケジュールの見直しなど営農技術面での対応方策を定め、今後の営農に支障が生じないように、速やかに農業者等に周知・指導すること。

Ⅱ 作物別事項

1. 水稻・大豆

あらかじめ収穫作業に必要な乾燥調製施設・収穫機械等の被災の状況を把握し、収穫・乾燥調製作業に支障が生じるおそれがある場合は、地域内の乾燥調製施設の受入計画の見直し、代替的に利用可能な乾燥調製施設及び収穫機械等の確保を行うことに努めるなど、適期収穫が行えるよう検討すること。

2. 麦類

地震の揺れが強かった地域においては、揺れによる本暗渠の被災など作付けを予定しているほ場の排水の悪化が想定される場合は、次年産の播種に先立ち所要の排水対策を実施すること。

また、播種作業に必要な機械等の被災状況を把握し、必要に応じて機械等の利用計画の見直しを行うなど適期播種に努めること。

3. 園芸作物

(1) 園芸作物全般

次期作の作付計画

損壊した園芸用施設の補修や生産資材の不足、農地の地割れや液状化、種苗の確保が困難等の理由により、定植等の見通しが立たない場合は、作期を遅らせる、品目を変更するなど、作付計画の変更についての検討を行うこと。また、作付計画を変更する際は、立地条件、品種特性、需給動向等を十分検討すること。

(2) 野菜

今作の栽培管理

出荷時期を迎えている野菜については、集出荷施設の稼働状況や需給動向について、きめ細やかな情報収集を行うとともに、集出荷施設の稼働状況を踏まえ、運営主体から出荷数量等の指示等がある場合は、計画どおりの出荷ができるよう適正な栽培管理に努めること。

(3) 果樹

- ① 地震による地割れ等により樹の倒伏や断根が見られた場合には、土寄せや支柱等で固定するとともに、被害程度に応じた着果数の制限、乾燥時のかん水、追肥等により樹勢回復に努めること。
- ② 地震による枝折れや損傷、新たな枝の伸び出しが生じた場合には、樹勢に見合った適切なせん定を実施すること。
- ③ 倒木被害がある場合は、今後の改植を含めて検討すること。
- ④ 果実が落果した場合には、腐敗により園地内に病原菌がまん延しないよう、残渣の適切な処理と、防除基準に基づく薬剤散布を行うこと。

(4) 花き

今作の栽培管理

傷みが生じた花きを栽培すると病気の発生やまん延を招くおそれがあることから、地震による擦れや損傷がないか確認を行うこと。ベンチ等で生産している場合、余震による落下を防ぐため滑り止めや柵を設置するとともにベンチの脚等を支柱などで補強すること。

(5) 園芸用施設

① 施設内の安全確認

ハウスに入る前に、燃油、ガス等の臭いがないか、破損したガラスがないか等を確認し、安全を確保すること。また、地震により施設やほ場等に亀裂、ゆがみ等がないか、燃料のタンクや配管、暖房機から燃料の漏れがないか、機器が安全に運転可能な状態かを十分に確認すること。

② 被害状況の把握と当面の対応

ハウス内に雨水が浸水した圃場では、換気を図るなどして湿度の低下に努めること。被害の状況を把握し、ハウス等の損傷が軽微な場合や、かん水施設や暖房機の配管の断裂等がある場合は、早期に修理すること。また、補修にかかる資材の調達が困難な場合は、当面の栽培管理への影響を軽減できるよう、補強やテーピング等の応急措置を行うこと。

③ 停電復旧後の対応

停電があった地域では、加温、天窓、被覆、養液栽培等を制御する機器の条件設定が初期化される場合があることから、停電復旧後、設定を確認すること。天窓、側窓、内張カーテン等が正常に作動するかを確認し、異常がある場合には修繕すること。

④ 共済関係の留意点

園芸施設共済に加入している場合には、被害のあった施設の撤去や復旧を行う前に、農業共済組合に連絡し、損害評価等の手順を確認すること。

4. 工芸農作物

(1) 茶

① 被害状況に応じた作型、栽培方法等の見直し

ア 地震による地割れ等により茶樹の倒伏や断根が見られた場合には、樹体の倒伏を修正の上、土寄せやかん水等を適切に行い、樹勢回復に努めること。

また、倒伏が著しい場合は、改植を検討するなど早期の生産再開に向けた取組を進めるとともに、自治体等に相談すること。

イ 地震による地割れ等で茶樹の樹型が乱れた場合には、安全に十分留意しつつ適切な整枝により、全体の樹型を整えること。

ウ 地震の影響により三番茶の収穫時期に摘採を行うことができなかった

場合は、管理茶園全体の生産計画を踏まえた上で、翌年一番茶に備え、秋期または春期に整枝を行うなど、適切な整剪枝を実施すること。

② 施設の復旧等

ア 茶園において、地震による地割れ等によりスプリンクラー等の灌水施設や防霜ファン等の霜害防止施設等が被害を受け、配水管や配電線、支柱等に損傷が見られた場合には、専門業者に依頼するなど、安全を確保した上で早急に修理すること。

また、棚施設を設置している茶園については、棚の倒伏や歪み、被覆資材の破断等の地震による変化を確認し、早期に修理する。専門的な修理が必要な場合には専門業者に依頼するなど、安全の確保に努めること。

イ 荒茶加工施設については、まず工場外部にある重油やガス、水等のタンクの破損や傾斜状況を早急に確認し、燃料が工場へ供給されないよう元栓を閉じるとともに、配管の破損状況等を確認する。電気系統についても、配線の断線等を確認する。建物については、外部から被害状況を確認するとともに、工場内においてはすべての元栓、ブレーカー等を確認し、配管の破損状況を確認する。

また、荒茶加工機械及び施設が損壊し、電気・重油・ガス・水の配管等に断裂等が見られる場合は、漏出対策を講じるとともに、早期に修理すること。なお、専門的な修理が必要な場合には専門業者に依頼するなど、安全の確保に努めること。

ウ 製茶機械等については、機械を設置している台座等が動き傾斜が異なっている可能性が高いことから、そのまま通電すると、誤作動で機械が破損する可能性があるほか、機内で茶葉が偏り乾燥ムラが生じたり、搬送装置から茶葉がこぼれたりするため、必ず確認を行うこと。

③ 茶摘採・荒茶加工機械等の損傷や燃油が不足する場合の対応

茶摘採機や荒茶加工機械等の破損、機械の稼働に必要な燃油等の不足により収穫・加工作業が行えない場合は、地域の茶農家が連携して使用可能な機械や施設を融通し、共同で摘採・加工に取り組むなど、三番茶以降の生産に向けた柔軟な対応を図ること。

(2) いぐさ

① 用水不足により八月苗の水田苗床の準備ができない場合は、可能な限り、畑苗のまま管理を継続し、八月苗の水田苗床への植え付けを遅らせること（9月上旬頃までを目安）。その際、高温乾燥により畑苗が枯死しないよう、散水等の管理を徹底すること。

② 排水路からほ場へ取水する場合、海水が流入しやすい場所等、作物に影響を与える水質になっている可能性があり、また、地域によっては、排水路から用水路に汲み上げを行っている場合があり、用水の水質が変化している可能性があるため、EC等の水質の確認に努めること。

5. 飼料作物

適期に収穫できず刈り遅れた飼料作物については、サイレージ調製時に添加剤を使用するなど品質確保に努めるとともに、家畜への給与の際は品質低下に留意し、適切な飼料設計等を指導すること。